

◎新潟県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市堀越字土本481番2から 同市堀越字砂田3431番1まで	新	9.8～18.6メートル	381.5メートル
	旧	(A) 6.4～18.6メートル	399.6メートル
		(B) 6.7～18.6メートル	382.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。